

## 「中海会議」第4回幹事会 次第

日 時 平成24年7月31日（火）  
午後2時～午後4時  
場 所 国際ファミリープラザ  
2階ファミリーホール

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 出席者紹介

### 4 議事

- (1) 要綱改正（案）について 【資料1】
- (2) 第3回中海会議への報告事項（案）等について 【資料2～5】
- (3) 第3回中海会議の開催（案）について 【資料6】
- (4) その他

### 5 閉会

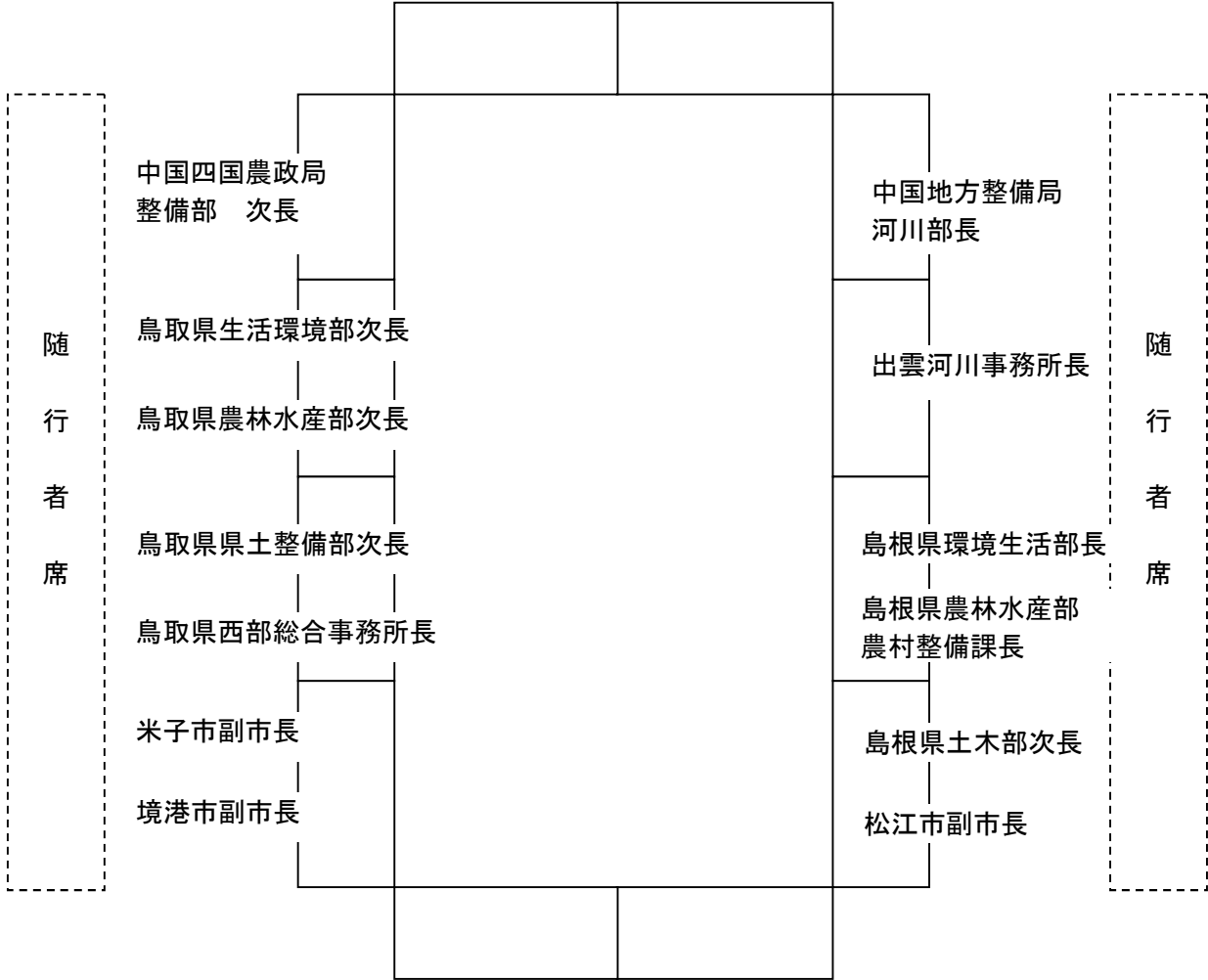
# 「中海会議」第4回幹事会 配席図

(受付)

入口

随 行 者 席

鳥取県企画部長      島根県政策企画局長



境港管理組合港湾管理委員 安来市副市長  
会事務局長

随 行 者 席

記 者 席

--	--	--	--

一 般 席

--	--	--	--

「中海會議」第4回幹事会 出席者名簿

団体名	職名	氏名
国土交通省（中国地方整備局）	河川部長	二階堂 義則
	出雲河川事務所長	舘 健一郎
農林水産省（中国四国農政局）	（代理）整備部 次長	須田 直也
米子市	副市長	角 博明
境港市	副市長	安倍 和海
松江市	副市長	松浦 芳彦
安来市	副市長	渡部 和志
境港管理組合港湾管理委員会	事務局長	小倉 誠一
島根県	政策企画局長	藤原 孝行
	（代理）土木部 次長	木佐 幸佳
	環境生活部長	伊藤 修二
	（代理）農林水産部 農村整備課長	石井 克欣
鳥取県	企画部長	中山 孝一
	（代理）県土整備部 次長	長本 敏澄
	（代理）生活環境部 次長	三木 文貴
	（代理）農林水産部 次長	嶋沢 和幸
	西部総合事務所長	林 昭男

「中海会議」第4回幹事会 出席者名簿

団体名	職名	氏名
国土交通省（中国地方整備局）	河川部 河川計画課長	田中 里佳
	河川部 河川計画課 課長補佐	庄司 俊介
	出雲河川事務所（技）副所長	坂本 泰正
	出雲河川事務所 計画課長	服部 洋佑
	出雲河川事務所 水環境課長	伊藤 健
	出雲河川事務所 専門職	原 浩之
	出雲河川事務所 水質調査係長	水永 勲
農林水産省（中国四国農政局）	整備 農地整備課 課長補佐	石原 宏徳
米子市	環境政策局長	松下 一弘
	建設部長	勝田 昭
	水産振興室長	安藤 諭
	企画課長	高塚 貴
	建設部次長兼土木課長	足立 忠久
	経済部次長兼農林課長	八幡 久男
	環境政策課係長	清水 宏幸
	環境政策課主幹	石飛 真由美
	土木課河川係長	山浦 直樹
	建設企画課建設企画室長	福住 正道
	農林課主査	小松 篤巳
	企画課企画員	松本 三香
境港市	建設部長	寺澤 敬人
	市民生活部長	伊達 憲太郎
	建設部 管理課長	灘 英樹
	総務部 地域振興課長	柏木 頼文
松江市	政策部 大橋川治水事業推進課長	古藤 俊光
	政策部 大橋川治水事業推進課 事業推進係長	石倉 康正
安来市	基盤整備部長	井上 博
	市民生活部長	仁田 隆敏
	基盤整備部 国・県事業推進室長	遠藤 好博
島根県	政策企画局 政策企画監	岸川 慎一
	政策企画局 政策調整監	太田 史朗
	政策企画局 企画員	大野 利博
	土木部 斐伊川神戸川対策課長	天津 芳郎

	土木部 斐伊川神戸川対策課 企画幹	青木 元幸
	環境生活部 次長	山岡 尚
	環境生活部 環境政策課長	伊藤 直文
	環境生活部 環境政策課 管理監	馬庭 章
	環境生活部 環境政策課 宍道湖・中海対策推進室長	土江 一史
	環境生活部 環境政策課 宍道湖・中海対策推進室 調整監	藤原 敦夫
	農林水産部 農村整備課 用地管理GL	為石 盛也
	農林水産部 水産課 調整監	角 敬
	農林水産部 水産課 漁場環境・内水面GL	若林 英人
鳥取県	企画部企画課 課長補佐	遠藤 俊樹
	企画部企画課 主事	中村 礼
	県土整備部河川課 課長補佐	谷口 善昭
	生活環境部水・大気環境課長	広田 一恭
	生活環境部 水・大気環境課水環境保全室長	小池 誠
	生活環境部 水・大気環境課水環境保全室 衛生技師	永瀬 知美
	生活環境部 衛生環境研究所 所長	長谷岡 淳一
	生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム長	九鬼 貴弘
	農林水産部農地・水保全課長	俵 俊一
	西部総合事務所生活環境局長	松本 康右
	西部総合事務所県土整備局長	湊 正彦
	西部総合事務所農林局地域整備課長	前田 秀穂
	西部総合事務所県民局 参事	福間 修一
	西部総合事務所生活環境局 副局長	金涌 孝則
	西部総合事務所生活環境局 副主幹	池山 恒平

旧	改正案	備考
<p>「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海及び境水道の堤防、護岸等（以下、「中海湖岸堤等」という。）の整備の円滑化等を図るため、相互の連絡調整等を行う部会として「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（以下、「調整会議」という。）を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 調整会議における調整結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 調整会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 河川管理者が斐伊川水系河川整備計画に基づき実施する中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。</p> <p>(2) 河川管理者以外が行う中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。</p> <p>(3) 中海湖岸堤等の円滑な整備に必要な関係行政機関の調整。</p> <p>(4) その他必要な事項。</p> <p>(構成)</p> <p>第4条 調整会議の構成員、オブザーバーは、別表のとおりとする。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 調整会議に会長を1名置く。</p> <p>2 会長は、調整会議を統括するものとし、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長をもってこれに充てる。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 調整会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 調整会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 調整会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。</p>	<p>「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海及び境水道の堤防、護岸等（以下、「中海湖岸堤等」という。）の整備の円滑化等を図るため、相互の連絡調整等を行う部会として「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（以下、「調整会議」という。）を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 調整会議における調整結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 調整会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 河川管理者が斐伊川水系河川整備計画に基づき実施する中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。</p> <p>(2) 河川管理者以外が行う中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。</p> <p>(3) 中海湖岸堤等の円滑な整備に必要な関係行政機関の調整。</p> <p>(4) その他必要な事項。</p> <p>(構成)</p> <p>第4条 調整会議の構成員、オブザーバーは、別表のとおりとする。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 調整会議に会長を1名置く。</p> <p>2 会長は、調整会議を統括するものとし、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長をもってこれに充てる。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 調整会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 調整会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 調整会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。</p>	<p>別表の改正</p>

旧	改正案	備考																																
<p>(雑則) 第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、調整会議において定める。</p> <p>付則 この要綱は、平成22年 9月 2日から施行する。</p> <p>付則 平成23年 7月21日一部改正</p> <p>別表(第4条関係) 1 構成員</p> <table border="1" data-bbox="842 1727 1570 2733"> <thead> <tr> <th colspan="2">国等の機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>中国地方整備局出雲河川事務所長</td> </tr> <tr> <td>防衛省</td> <td>航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長</td> </tr> <tr> <td>境港管理組合</td> <td>港湾管理委員会事務局(技)次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鳥取県の行政機関</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>農林水産部農地・水保全課長</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>経済部長</td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>産業環境部長</td> </tr> </tbody> </table>	国等の機関		国土交通省	中国地方整備局出雲河川事務所長	防衛省	航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長	境港管理組合	港湾管理委員会事務局(技)次長	鳥取県の行政機関		鳥取県	農林水産部農地・水保全課長	米子市	経済部長	境港市	産業環境部長	<p>(雑則) 第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、調整会議において定める。</p> <p>付則 この要綱は、平成22年 9月 2日から施行する。</p> <p>付則 平成23年 7月21日一部改正。 平成24年 月 日一部改正</p> <p>別表(第4条関係) 1 構成員</p> <table border="1" data-bbox="842 676 1570 1682"> <thead> <tr> <th colspan="2">国等の機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>中国地方整備局出雲河川事務所長</td> </tr> <tr> <td>防衛省</td> <td>航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長</td> </tr> <tr> <td>境港管理組合</td> <td>港湾管理委員会事務局(技)次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鳥取県の行政機関</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>農林水産部農地・水保全課長</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>経済部長</td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>建設部長</td> </tr> </tbody> </table>	国等の機関		国土交通省	中国地方整備局出雲河川事務所長	防衛省	航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長	境港管理組合	港湾管理委員会事務局(技)次長	鳥取県の行政機関		鳥取県	農林水産部農地・水保全課長	米子市	経済部長	境港市	建設部長	<p>※ 松江市 (平成24年4月1日)</p> <p>※ 境港市 (平成24年4月1日)</p>
国等の機関																																		
国土交通省	中国地方整備局出雲河川事務所長																																	
防衛省	航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長																																	
境港管理組合	港湾管理委員会事務局(技)次長																																	
鳥取県の行政機関																																		
鳥取県	農林水産部農地・水保全課長																																	
米子市	経済部長																																	
境港市	産業環境部長																																	
国等の機関																																		
国土交通省	中国地方整備局出雲河川事務所長																																	
防衛省	航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長																																	
境港管理組合	港湾管理委員会事務局(技)次長																																	
鳥取県の行政機関																																		
鳥取県	農林水産部農地・水保全課長																																	
米子市	経済部長																																	
境港市	建設部長																																	
<p>2 オブザーバー</p> <table border="1" data-bbox="1661 2240 1753 2733"> <tr> <td>気象庁</td> <td>松江地方気象台</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁</td> <td></td> </tr> </table>	気象庁	松江地方気象台	海上保安庁		<p>2 オブザーバー</p> <table border="1" data-bbox="1661 1190 1753 1682"> <tr> <td>気象庁</td> <td>松江地方気象台</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁</td> <td></td> </tr> </table>	気象庁	松江地方気象台	海上保安庁		<p>※ 松江市 (平成24年4月1日)</p> <p>※ 境港市 (平成24年4月1日)</p>																								
気象庁	松江地方気象台																																	
海上保安庁																																		
気象庁	松江地方気象台																																	
海上保安庁																																		

## 「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」設置要綱

### (目的)

第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海及び境水道の堤防、護岸等（以下、「中海湖岸堤等」という。）の整備の円滑化等を図るため、相互の連絡調整等を行う部会として「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（以下、「調整会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 調整会議における調整結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。

### (所掌事務)

第3条 調整会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 河川管理者が斐伊川水系河川整備計画に基づき実施する中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。
- (2) 河川管理者以外が行う中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。
- (3) 中海湖岸堤等の円滑な整備に必要な関係行政機関の調整。
- (4) その他必要な事項。

### (構成)

第4条 調整会議の構成員、オブザーバーは、別表のとおりとする。

### (会長)

第5条 調整会議に会長を1名置く。

- 2 会長は、調整会議を統括するものとし、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長をもってこれに充てる。

### (会議)

第6条 調整会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 調整会議において必要があると認めたときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

### (事務局)

第6条 調整会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。



(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、調整会議において定める。

付則

この要綱は、平成22年 9月 2日から施行する。

付則

平成23年 7月21日一部改正。

平成24年 月 日一部改正

別表 (第4条関係)

1 構成員

国等の機関	
国土交通省 中国地方整備局出雲河川事務所長 防衛省 航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長 境港管理組合 港湾管理委員会事務局(技)次長	
鳥取県の行政機関	
島根県の行政機関	
鳥取県	農林水産部農地・水保全課長 県土整備部河川課長 県土整備部空港港湾課長 西部総合事務所県土整備局長
島根県	農林水産部農村整備課長 農林水産部漁港漁場整備課長 土木部道路維持課長 土木部河川課長 土木部斐伊川神戸川対策課長 土木部港湾空港課長 松江県土整備事務所長
米子市	経済部長 建設部長
松江市	大橋川治水事業推進部長 産業経済部長
境港市	建設部長
安来市	総務部長 基盤整備部長

2 オブザーバー

気象庁 松江地方气象台
海上保安庁

新	備考
<p>「中海の水質及び流動会議」設置要綱</p>	<p>「中海の水質及び流動会議」設置要綱</p>
<p>(目的) 第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善策の評価・検討を行う部会として「中海の水質及び流動会議」(以下「会議」という。)を設置する。</p>	<p>(目的) 第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善策の評価・検討を行う部会として「中海の水質及び流動会議」(以下「会議」という。)を設置する。</p>
<p>(組織) 第2条 会議における調査・分析結果並びに水質改善策の評価・検討結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。</p>	<p>(組織) 第2条 会議における調査・分析結果並びに水質改善策の評価・検討結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。</p>
<p>(所掌事務) 第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。 (1) 水質及び流動などの調査・分析 (2) 水質改善策の評価・検討 (3) その他必要な事項</p>	<p>(所掌事務) 第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。 (1) 水質及び流動などの調査・分析 (2) 水質改善策の評価・検討 (3) その他必要な事項</p>
<p>(構成) 第4条 会議の構成員は別表のとおりとする。 2 会議は、中海会議の開催担当課長が主宰する。 3 会議においては、学識経験者等に意見を聞くことができる。</p>	<p>(構成) 第4条 会議の構成員は別表のとおりとする。 2 会議は、中海会議の開催担当課長が主宰する。 3 会議においては、学識経験者等に意見を聞くことができる。</p>
<p>(事務局) 第5条 会議に事務局を置く。 2 事務局は、鳥取県生活環境部水・大気環境課、島根県環境生活部環境政策課及び国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置き、会議の開催県の事務局が主務を掌る。</p>	<p>(事務局) 第5条 会議に事務局を置く。 2 事務局は、鳥取県生活環境部水・大気環境課、島根県環境生活部環境政策課及び国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置き、会議の開催県の事務局が主務を掌る。</p>
<p>(その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。</p>	<p>(その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。</p>
<p>附則 この要綱は、平成22年9月16日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成22年9月16日から施行する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成24年7月 日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成24年7月 日から施行する。</p>

新	備考																																								
<p>別表（第4条関係）</p> <p>構成員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省中国地方整備局</td> <td>出雲河川事務所長</td> </tr> <tr> <td>環境省中国四国地方環境事務所</td> <td>環境対策課長</td> </tr> <tr> <td>農林水産省中国四国農政局</td> <td>農地整備課長</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長</td> </tr> <tr> <td>島根県</td> <td>環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>環境政策局長</td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>市民生活部長</td> </tr> <tr> <td>松江市</td> <td>環境保全部長</td> </tr> <tr> <td>安来市</td> <td>市民生活部長</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	職名	国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所長	環境省中国四国地方環境事務所	環境対策課長	農林水産省中国四国農政局	農地整備課長	鳥取県	生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長	島根県	環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長	米子市	環境政策局長	境港市	市民生活部長	松江市	環境保全部長	安来市	市民生活部長	<p>別表（第4条関係）</p> <p>構成員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省中国地方整備局</td> <td>出雲河川事務所長</td> </tr> <tr> <td>環境省中国四国地方環境事務所</td> <td>環境対策課長</td> </tr> <tr> <td>農林水産省中国四国農政局</td> <td>農地整備課長</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長</td> </tr> <tr> <td>島根県</td> <td>環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>環境政策局長</td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>産業環境部長</td> </tr> <tr> <td>松江市</td> <td>環境保全部長</td> </tr> <tr> <td>安来市</td> <td>市民生活部長</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	職名	国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所長	環境省中国四国地方環境事務所	環境対策課長	農林水産省中国四国農政局	農地整備課長	鳥取県	生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長	島根県	環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長	米子市	環境政策局長	境港市	産業環境部長	松江市	環境保全部長	安来市	市民生活部長
団体名	職名																																								
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所長																																								
環境省中国四国地方環境事務所	環境対策課長																																								
農林水産省中国四国農政局	農地整備課長																																								
鳥取県	生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長																																								
島根県	環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長																																								
米子市	環境政策局長																																								
境港市	市民生活部長																																								
松江市	環境保全部長																																								
安来市	市民生活部長																																								
団体名	職名																																								
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所長																																								
環境省中国四国地方環境事務所	環境対策課長																																								
農林水産省中国四国農政局	農地整備課長																																								
鳥取県	生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長																																								
島根県	環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長																																								
米子市	環境政策局長																																								
境港市	産業環境部長																																								
松江市	環境保全部長																																								
安来市	市民生活部長																																								
旧	<p>境港市担当 部署の変更</p>																																								

## 「中海の水質及び流動会議」設置要綱（改正案）

### （目的）

第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善策の評価・検討を行う部会として「中海の水質及び流動会議」（以下「会議」という。）を設置する。

### （組織）

第2条 会議における調査・分析結果並びに水質改善策の評価・検討結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。

### （所掌事務）

第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- （1）水質及び流動などの調査・分析
- （2）水質改善策の評価・検討
- （3）その他必要な事項

### （構成）

第4条 会議の構成員は別表のとおりとする。

- 2 会議は、中海会議の開催県の環境担当課長が主宰する。
- 3 会議においては、学識経験者等に意見を聞くことができる。

### （事務局）

第5条 会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県生活環境部水・大気環境課、島根県環境生活部環境政策課及び国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置き、会議の開催県の事務局が主務を掌る。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

### 附則

この要綱は、平成22年9月16日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成24年7月〇日から施行する。

別表（第4条関係）

構成員

団体名	職名
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所長
環境省中国四国地方環境事務所	環境対策課長
農林水産省中国四国農政局	農地整備課長
鳥取県	生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長
島根県	環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長
米子市	環境政策局長
境港市	市民生活部長
松江市	環境保全部長
安来市	市民生活部長

中海の利活用に関するワーキンググループ設置要綱

(趣旨) 中海会議設置要綱第2条の規定に基づき、中海の利活用について協議検討する「中海の利活用に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(組織) ワーキンググループにおける検討結果は、中海会議の幹事会に報告する。

第2条 ワーキンググループにおいては、次の事項について協議する。

(検討事項)

第3条 中海の賢明な利活用策(ワイズユース)の検討

(1) 中海の賢明な利活用策(ワイズユース)の検討

(2) その他必要な事項

(構成) ワーキンググループの構成は、別表のとおりとする。

第4条 ワーキンググループは、必要に応じて別表に掲げる者以外の関係者の意見を聞くことができる。

(事務局及び運営) ワーキンググループに事務局を置く。

第5条 ワーキンググループは、鳥根県企画部企画課及び鳥根県政策企画局政策企画監室に置く。

第6条 ワーキンググループは、事務局が必要に応じて招集する。

(その他) この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

附則 この要綱は、平成22年9月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

別表

団体名	部課名
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所
環境省中国四国地方環境事務所	米子自然環境事務所
松江府	政策部政策企画課
安来市	基盤整備部国・県事業推進室
米子市	企画部企画課
境港市	総務部地域振興課
鳥取県	企画部企画課
	生活環境部水・大気環境課
	西部総合事務所県民局
	生活環境局
	県土整備局
鳥根県	政策企画局政策企画監室
	環境生活部環境政策課
	自然環境課
	土木部高速道路推進課

中海の利活用に関するワーキンググループ設置要綱

(趣旨) 中海会議設置要綱第2条の規定に基づき、中海の利活用について協議検討する「中海の利活用に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(組織) ワーキンググループにおける検討結果は、中海会議の幹事会に報告する。

第2条 ワーキンググループにおいては、次の事項について協議する。

(検討事項)

第3条 中海の賢明な利活用策(ワイズユース)の検討

(1) 中海の賢明な利活用策(ワイズユース)の検討

(2) その他必要な事項

(構成) ワーキンググループの構成は、別表のとおりとする。

第4条 ワーキンググループは、必要に応じて別表に掲げる者以外の関係者の意見を聞くことができる。

(事務局及び運営) ワーキンググループに事務局を置く。

第5条 ワーキンググループは、鳥根県企画部企画課及び鳥根県政策企画局政策企画監室に置く。

第6条 ワーキンググループは、事務局が必要に応じて招集する。

(その他) この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

附則 この要綱は、平成22年9月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年 月 日から施行する。

別表

団体名	部課名
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所
環境省中国四国地方環境事務所	米子自然環境事務所
松江府	政策部政策企画課
安来市	市長室企画調整課
米子市	企画部企画課
境港市	総務部地域振興課
鳥取県	企画部企画課
	生活環境部水・大気環境課
	西部総合事務所県民局
	生活環境局
	県土整備局
鳥根県	政策企画局政策企画監室
	環境生活部環境政策課
	自然環境課
	土木部高速道路推進課

安来市担当部署の変更

附則の追記

## 中海の利活用に関するワーキンググループ設置要綱

### (趣旨)

第1条 中海会議設置要綱第2条の規定に基づき、中海の利活用について協議検討する「中海の利活用に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 ワーキンググループにおける検討結果は、中海会議の幹事会に報告する。

### (検討事項)

第3条 ワーキンググループにおいては、次の事項について協議する。

- (1) 中海の賢明な利活用策(ワイズユース)の検討
- (2) その他必要な事項

### (構成)

第4条 ワーキンググループの構成は、別表のとおりとする。

2 ワーキンググループは、必要に応じて別表に掲げる者以外の関係者の意見を聞くことができる。

### (事務局及び運営)

第5条 ワーキンググループに事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県企画部企画課及び島根県政策企画局政策企画監室に置く。
- 3 ワーキンググループは、事務局が必要に応じて招集する。

### (その他)

第6条 この要綱に定める者のほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

附則 この要綱は、平成22年9月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年 月 日から施行する。

### 別表

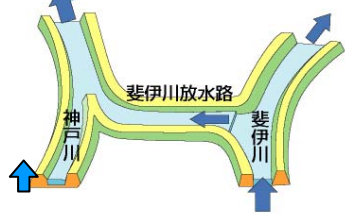
団体名	部課名
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所
環境省中国四国環境事務所	米子自然環境事務所
松江市	政策部政策企画課
安来市	市長室企画調整課
米子市	企画部企画課
境港市	総務部地域振興課
鳥取県	企画部企画課 生活環境部水・大気環境課 西部総合事務所県民局 〃 生活環境局 〃 県土整備局
島根県	政策企画局政策企画監室 環境生活部環境政策課 〃 自然環境課 土木部高速道路推進課

## 湖岸堤整備実施箇所<sup>の</sup>進捗状況等



# ◆ 斐伊川・神戸川における治水対策(3点セット)

## 2 斐伊川放水路の建設と斐伊川本川の改修

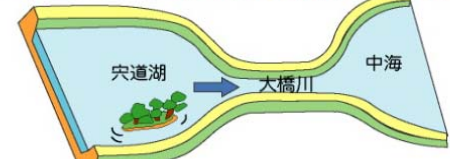


中海・宍道湖への洪水の流入量を減らすため、放水路を建設し斐伊川から神戸川へ洪水の一部を分流します。

洪水を安全に流すため、神戸川の川幅を拡げ、斐伊川本川の改修も行います。

(H25出水期より運用)

## 1 大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤の整備



洪水を安全に流すため、中海・宍道湖の湖岸や大橋川に堤防を築きます。

大橋川の断面が不足する箇所では、掘削や拡幅を行います。

(H23.8より29年振り再開)

## 3 志津見ダム(H23完成)



## 尾原ダム(H23完成)



下流へ流れる洪水を調整するため、洪水を一時的にダムに貯留します。



## ◆ 斐伊川水系河川整備計画における整備順序の概略工程表

整備箇所	優先順位	主な整備内容	河川整備計画対象期間		
			短期	中期	
ダム・放水路	(1)-①	尾原ダム・志津見ダムの建設 斐伊川放水路及び神戸川の河川整備	完成		
斐伊川本川	(3)	堤防の整備 支川合流点処理	→		
	(4)	堤防強化対策	→		
宍道湖	(3)	湖岸堤防の整備	→		
大橋川	(2)	狭窄部の拡幅（堤防の整備含む）	設計協議・用地買収・補償工事等 →		
		堤防の整備（計画高水位まで） 水門等の整備	→		
		堤防の整備（計画堤防高まで）	→		
中海・境水道	(1)-②	湖岸堤防の整備	短期整備箇所 (I) →	短中期整備箇所 (II①) →	中期整備箇所 (II②) →

※ 堤防の上面が道路として利用される場合には、段階的な堤防整備は実施せず、計画堤防高まで堤防の整備を実施する場合あり

※ 放水路への分流の取扱いについては出雲市等と調整

※ 斐伊川水系河川整備計画より抜粋

### ○ 整備実施後における効果

#### ● 斐伊川本川、宍道湖、大橋川

整備計画で定めた河川・湖岸堤整備の実施後には、戦後最大の被害をもたらしたS47年7月洪水が再び発生した場合でも、家屋の浸水被害の発生を防止

#### ● 中海

整備計画で定めた中海護岸堤整備の実施後には、既往最高水位（H15.9）に対し、浸水被害の発生を防止

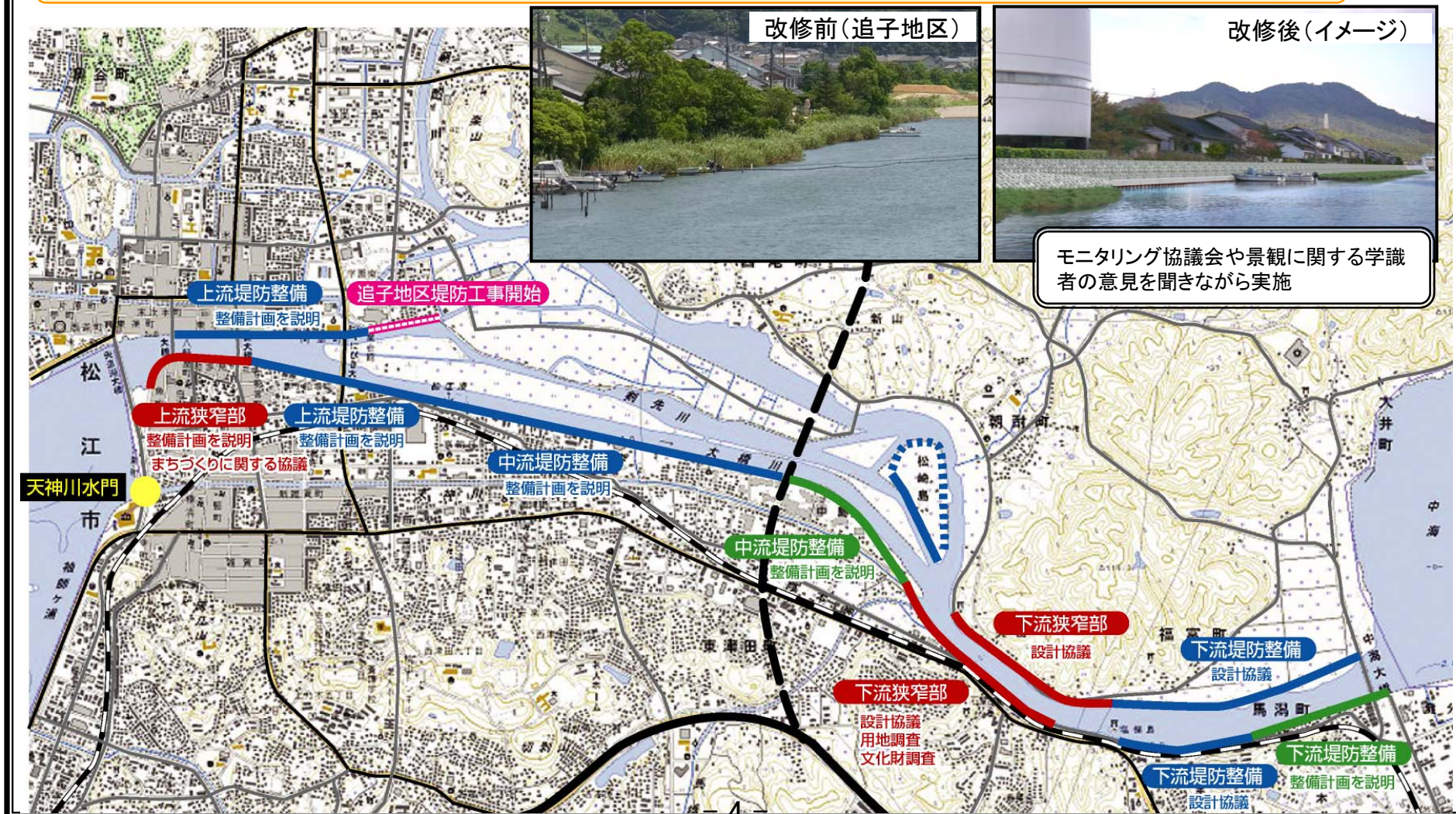
# ◆ 斐伊川水系河川整備計画で示した今後20年間の整備手順

## ■ 整備目標

戦後最大被害をもたらした昭和47年7月洪水が再び発生した場合でも、家屋浸水を防止する。

## ■ 整備順序

- ① 狭窄部の拡幅を最優先： 上下流の狭窄部の拡幅（下流→上流の順）
- ② 築 堤： 築堤は段階施工（計画高水位まで土堤→完成堤の順）



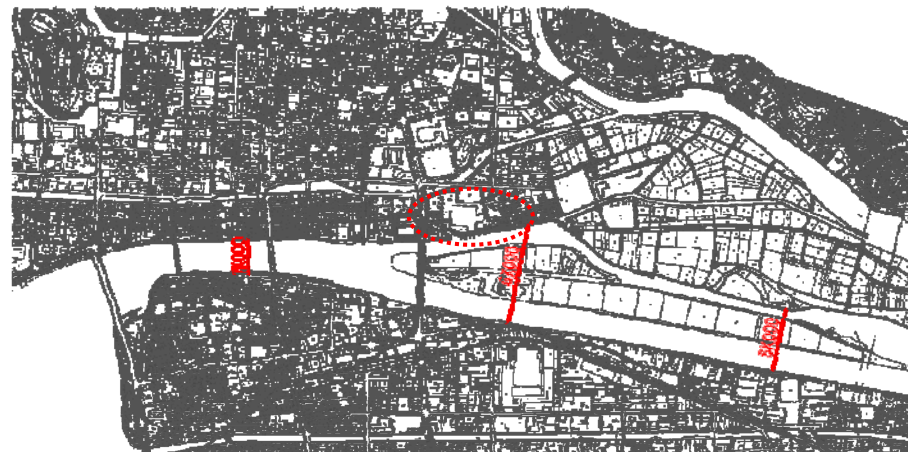
・29年ぶりに大橋川改修に着手

・「環境」、「景観」、「水面利用者」に留意

※環境モニタリング協議会

※松江市景観審議会、景観アドバイザー会議(今後、設置予定)

※工事安全対策調整会議

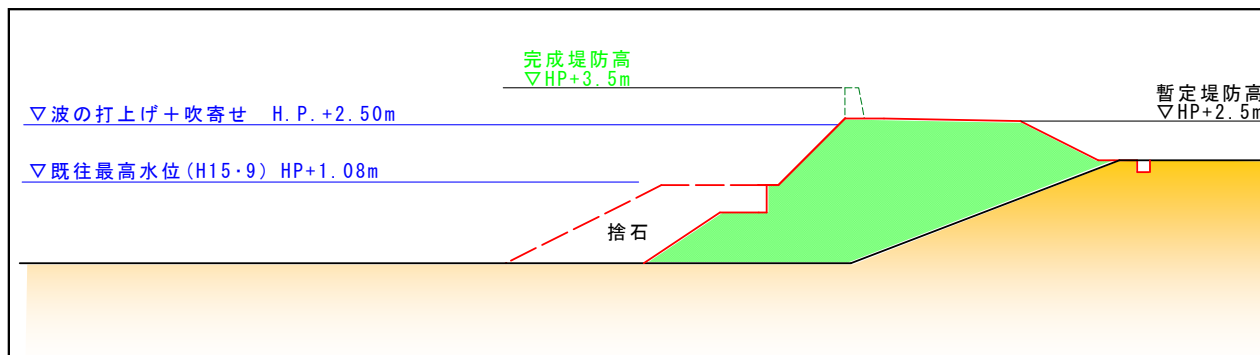


# ◆河川整備計画の確認について(中海湖岸堤)

## ○中海湖岸堤整備の優先度の基本的な考え方

優先度	基本的な考え方	延長
短期	I 湖岸堤高がH. P. +1.44m未満(かつ背後地盤高H. P. +1.44m未満)であり、過去に越水による浸水実績がある若しくは背後資産の価値が極めて高い(H. P. +1.44m以下の地盤に100人以上居住)箇所※境水道においては、堤防高が計画高水位又は既往最高水位(波浪を考慮)未満(かつ背後地盤高が計画高水位未満)であり、過去に越水による浸水実績がある若しくは背後資産の価値が極めて高い(計画高水位以下の地盤に100人以上居住)箇所	4.0km (0.0km)
短中期	II ① 湖岸堤高がH. P. +2.50m未満(かつ背後地盤高が計画高水位+1.30m未満)であり、背後に家屋等がある箇所 ※境水道においては、堤防高が計画高水位又は既往最高水位(波浪を考慮)未満(かつ背後地盤高が計画高水位未満)であり、背後に家屋等がある箇所	10.4km (0.3km)
中期	II ② 湖岸堤高及び背後地盤高がH. P. +2.50m未満の箇所 ※境水道においては、堤防高及び背後地盤高が計画高水位又は既往最高水位(波浪を考慮)未満の箇所	15.4km (0.0km)
全体		29.8km (0.3km)

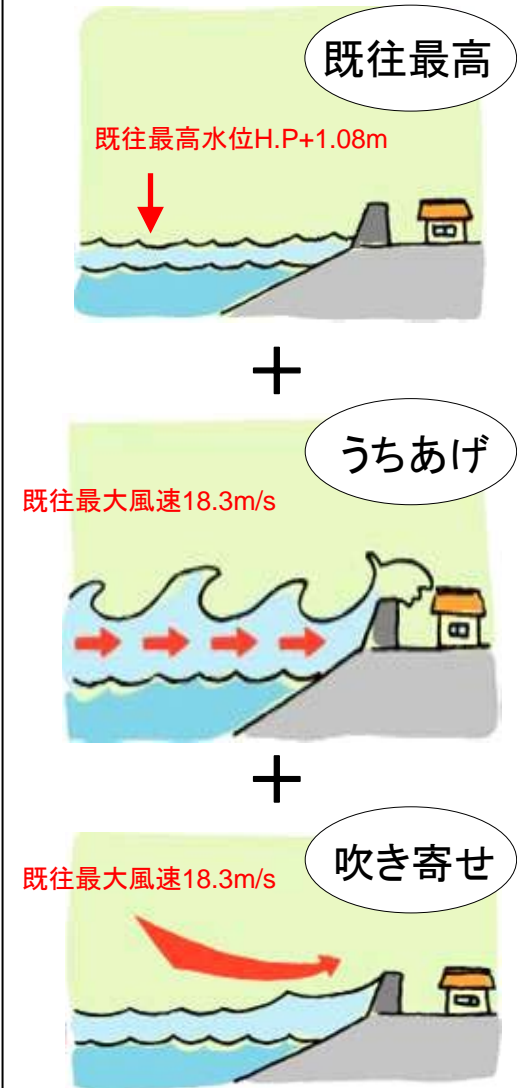
## ○中海湖岸堤の堤防整備イメージ(横断図)



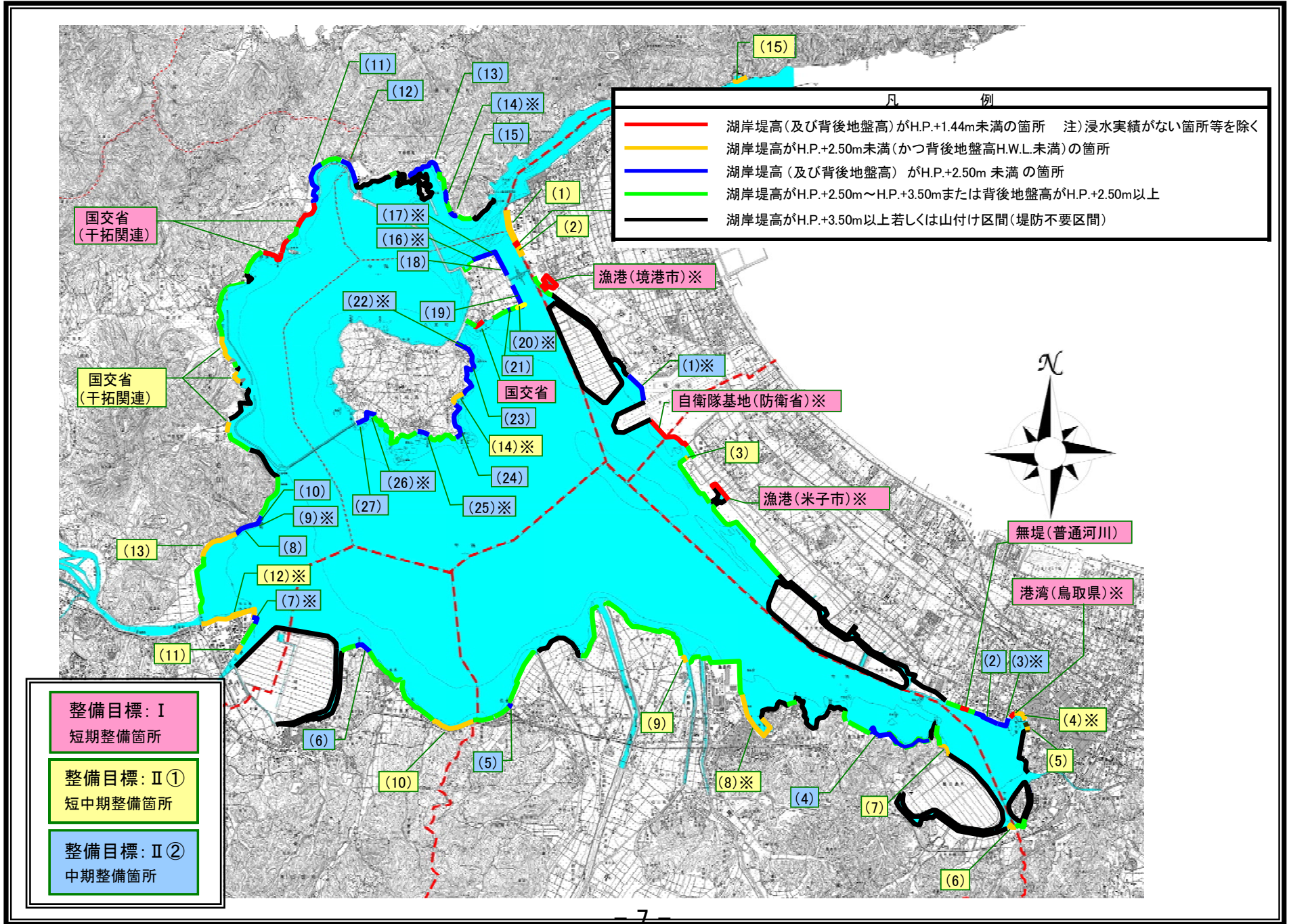
- ※ 詳細な施工延長及び堤防形状については、背後地の土地利用状況、湖岸の植生等の生物環境、景観、被害の状況、地域住民等の意見も踏まえ精査
- ※ 漁港施設・港湾施設については、施設管理者と協議の上、構造等を決定
- ※ 承水路等波の影響を受けない箇所については、計画堤防高をH. P. +2.10mとし、完成堤で整備
- ※ 支川の処理については、支川管理者と別途調整

## 湖岸堤高H.P+2.50mとは？

既往最高水位(H15.9)のH.P+1.08mに対し、中海のはん濫注意水位H.P+0.9m以上で観測された最大風速18.3m/s(H16.9)により推計される最大の打上げ高



# ◆中海湖岸堤整備箇所一覽



# ◆ 中海湖岸堤整備箇所一覽

区分	番号等	県名	箇所名	延長	優先順位
中海 右岸	(1)	鳥取県	境港市西工業団地(貯木場北)	1,200m	II①
	無堤 (貯木場)		境港市西工業団地(貯木場)	20m	I
	(2)		境港市西工業団地(貯木場南)	400m	II①
	漁港 (境港市)*		渡漁港	700m	I
	(1)*		境港市佐斐神町(空港北)	800m	II②
	自衛隊基地 (防衛省)*		境港市佐斐神町(空港南)	500m	I
			米子市葭津(空港南)	500m	I
	(3)		米子市葭津	100m	II①
	漁港 (米子市)*		米子市葭津(崎津漁港)	400m	I
	無堤 (普通河川)		米子市旗ヶ崎	30m	I
	(2)		米子市旗ヶ崎	500m	II②
	(3)*		米子市灘町(米子港 野積場)	800m	II②
	港湾 (鳥取県)*		米子市灘町(米子港 食品団地)	100m	I
	(4)*		米子市灘町(米子港 防波堤)	600m	II①
	(5)		米子市内町(ポンプ場前)	40m	II①
	(6)	安来市中海町	200m	II①	
	(7)	安来市島田町(米子湾側)	400m	II①	
	(4)	安来市島田町(中海側)	2,000m	II②	
	(8)*	安来港	1,700m	II①	
	(9)	安来市東赤江町	200m	II①	
(5)	安来市荒島町	100m	II②		
(10)	東出雲町下意東(東側)	700m	II①		
(6)	東出雲町下意東(西側)	500m	II②		
(11)	松江市富士見町(意宇川上流)	100m	II①		
(7)*	松江市富士見町(意宇川下流)	100m	II②		
(12)*	松江港	1,200m	II①		
中海 左岸	(13)	鳥根県	松江市大井町	1,100m	II①
	(8)	松江市大海崎町(上流)	300m	II②	
	(9)*	松江市大海崎町(舟溜り)	200m	II②	
	(10)	松江市大海崎町(下流)	300m	II②	
	国交省 (干拓関連)	松江市上宇部尾町、新庄町	1,900m	II①	
	国交省 (干拓関連)	松江市野原町、長海町	1,500m	I	
	(11)	松江市手角町	1,000m	II②	
	(12)	松江市美保関町下宇部尾(万原地区)	700m	II②	
	(13)	松江市美保関町下宇部尾(湾奥)	1,000m	II②	
	(14)*	松江市美保関町下宇部尾(上流)	200m	II②	
	(15)	松江市美保関町下宇部尾(下流)	200m	II②	

区分	番号等	県名	箇所名	延長	優先順位
江島	(16)*	鳥根県	松江市八束町江島(工業団地)	700m	II②
	(17)*		松江市八束町江島(工業団地)	500m	II②
	(18)		松江市八束町江島(江島大橋北)	300m	II②
	(19)		松江市八束町江島(三田川樋門付近)	600m	II②
	(20)*		松江市八束町江島 (浄化センター東 舟溜り)	100m	II②
	(21)		松江市八束町江島 (サンコーボラス付近)	20m	II②
	国交省		松江市八束町江島 (老人集会所付近西側)	200m	I
	(22)*		馬渡漁港	400m	II①
	(23)		松江市八束町遅江(下流)	1,600m	II②
	(14)*		遅江港	600m	II①
大根島	(24)	松江市八束町遅江(上流)	1,100m	II②	
	(25)*	松江市八束町波入	700m	II②	
	(26)*	松江市八束町入江(舟溜り)	400m	II②	
	(27)	松江市八束町入江(西側)	300m	II②	
	境水道	(15)*	松江市美保関町福浦	300m	II①

※ 治水上必要な施設の整備にあたり、施設管理者と調整が必要な箇所